ⅳ）基金残高と臨時財政対策債

地方自治体の基金残高の増加について、臨時財政対策債の発行残高の増加と関連付ける議論がある。

臨時財政対策債は、地方の財源不足に対処するため、地方交付税の代替措置として発行される赤字地方債であり、その元利償還金の全額が地方交付税措置されている。このような性格からも、現実の地方自治体の財政運営において、多くの地方自治体では、当初予算の段階で臨時財政対策債と地方交付税を一体的なものとして歳入に計上している。

一方、基金の最終的な積立額・取崩額は、財政運営の結果として年度末の歳入・歳出全体の見込みを踏まえて決定されるものである。

したがって、基金残高と臨時財政対策債の発行残高との間に直接的な関連性はなく、両者を関連付けて議論することは不適当である。

ⅴ）今後必要な対応

以上のことから、地方全体として基金の残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論や地方の財源を削減するような議論は不適当である。

地方自治体の基金の積立ての背景にある、公共施設等の老朽化対策などの将来の財政面での不安を取り除くためには、地方交付税の法定率引上げ等により、地方税財源を安定化させていくことが必要である。

また、不交付団体の基金の増加額が大きいことを踏まえれば、既に述べたとおり、地方税制において、税源の偏在性の縮小に取り組むことが重要となる。

他方、交付団体においても、将来の不安の要因となっている公共施設等の老朽化対策などの真に必要な事業を適切に実施できる環境を整備していくことが必要である。

④　公共施設等の適正管理

過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎える。地方財政が極めて厳しい状況にある中、各地方自治体が、財政マネジメント強化の観点から、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等の推進により、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。

ほとんどの地方自治体において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理のための公共施設等総合管理計画の策定が完了[10]し、今後、各施設の対策方針を盛り込んだ個別施設計画を定め、同計画に基づく集約化・複合化や長寿命化対策等を本格的に推進していく必要がある。

加えて、今後は、公共施設等について、ユニバーサルデザイン2020行動計画[11]を踏まえ、高齢者や障害者を含む全ての住民が円滑に利用できるようなユニバーサルデザイン化への対応も求められる。さらには、河川等の社会基盤施設の長寿命化対策等は、地方自治体にとって大きな財政負担となることが見込まれる。

将来の財政面での不安を背景に、公共施設等の老朽化対策等に備えた基金の積立てが増加していることも踏まえ、平成30年度においては、各地方自治体が必要な公共施設等の老朽化対策等を確実に実施できるよう、必要な事業費及び財源をさらに拡充し、地方自治体の取組を支援すべきである。

⑤　給与関係経費

地方公務員の数は、ピーク時の平成６年度の328万人と比較して、大幅に減少している（資料９）。

地方自治体は、住民に身近な存在として、地域の実情に基づく社会保障などの対人サービスを担っており、これらのサービスを適切に提供するためには、一定のマンパワーの確保が重要である。今後、少子高齢化への対応や社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応がより一層求められる。また、公共施設等の老朽化対策等に対応するための土木・建築職員の確保もさらに必要となる。地方公務員数の減少幅が鈍化傾向にある中で、このような状況も踏まえ、今後、適切な対応が必要である。

⑥　一般行政経費（単独）等

ⅰ）一般行政経費（単独）

一般行政経費（単独）は、地方自治体が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費である。

具体的には、警察・消防や小中学校の運営など国が法令でその実施を義務付けている事業に要する経費のほか、住民の安全・安心の確保に資するきめ細かな単独事業の実施に要する経費として計上されている。人口減少・少子高齢化により地域社会に生じる課題に対応するため、これらの単独事業の重要性はますます高まっている。

一般行政経費（単独）は、決算等の実態を踏まえつつ、地方自治体の自主性を尊重して、枠として計上されている。現行の計上方法は今後も継続すべきである。

ⅱ）歳出特別枠

リーマンショック後の緊急対策として、地方財政計画に計上されている歳出特別枠については、近年、地方創生や公共施設等の老朽化対策等に必要な歳出を別途確保した上で、平時モードへの切替えを進める観点から、経済再生に合わせ、段階的に縮小されてきた。

経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定）においては、「歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく」とされており、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある。

その際、地方の歳出は、歳出特別枠を含めてもほぼ横ばいで推移しており、これまで対応してきたように、喫緊の課題等に対応するための経費を別途確保することにより、歳出特別枠分の歳出を実質的に確保する必要がある。

ⅲ）枠計上経費の実績・成果の検証

一般行政経費（単独）や歳出特別枠、まち・ひと・しごと創生事業費等の枠計上された経費について、その具体的内容や実績等が明らかではないとの議論[12]がある。

これらの経費は、それぞれの地方自治体において、住民のニーズに基づき効果的・効率的な事業を選択し、主体的に地域課題の解決を行うためのものとして、枠として計上されている。国が一義的にその実績や効果を判断することは、地方自治体の自主性・自立性を損ない、地方分権、地方創生の趣旨にも反するものである。

それぞれの地方自治体が、住民に対する説明責任を果たすとともに、その実績や効果について、地方議会等において十分な検証が行われることが望ましい。国は、これまでも一般行政経費（単独）について決算情報の「見える化」の取組を進めており[13]、今後も、決算情報の詳細な把握・分析と「見える化」の取組をさらに進めていく必要がある。

地方交付税が使途に制限のない一般財源であること等に鑑みれば、特定の経費ではなく、これらの枠計上経費を含めた一般行政経費について、全体として国として保障すべき水準の検討がなされるべきである。

なお、まち・ひと・しごと創生事業費や歳出特別枠は、地方交付税の算定上、社会福祉費、商工行政費などの特定の経費の種類に応じた項目に加えて、人口減少等の対策に要する経費等として分野横断的に算定[14]されている。一方、各地方自治体の決算では、それぞれの選択により、個々具体的な事業が推進された結果、民生費、商工費等の具体的な項目として決算の内訳が示されている。そのため、まち・ひと・しごと創生事業費や歳出特別枠などの部分を取り出して、それぞれの地方交付税の算定と決算を比較することは、技術的にも困難である。